

関係団体意見と検討結果

No.・該当個所・意見の内容	検討結果
<p>【No.1・施策1】</p> <p>施策1の小中学校への分校・分教室の設置については趣旨等概ね賛成です。教職員の増員及び施設設備について県と市町村の役割分担はどうなっているのでしょうか。それについての記述をすることはできないのでしょうか。</p>	<p>平成24年度に作成する分校・分教室設置要綱においては、分校・分教室設置における財政負担や責任体制、運営方法をできる限り明確にし、設置後のイメージを共有できるようにします。</p>
<p>【No.2・施策1】</p> <p>1学級に1人の学級担任のみではセンター的役割は不可能である。必ず、主任級を置くことがなど教職員の定数を十分検討してもらいたい。県立と義務教育の職員ではいろいろ対応に違いがあるだろう。事務的にどうなるのか。特別支援学校のよさは、施設設備が進んでいる事である。市町村学校に十分な施設を設置するためには、相当な予算が必要だと考える。登下校の安全確保はじめ、学校長、教育委員会の業務が多くなる。分校制度には多くの課題がある。</p>	<p>〃</p>
<p>【No.3・施策1】</p> <p>「県立特別支援学校編成整備実施計画（案）」によると、小・中学校に設置していく計画であります。教育は親元で受けるのが好ましい事であり、特にコメントする事はありませんが、ただ、市町村に負担をかけないよう、基本的な整備をしっかりとやってもらいたいと思います。</p>	<p>〃</p>
<p>【No.4・施策1】</p> <p>市町村立小中学校に設置する特別支援学校の分校・分教室のイメージ理解につながる取組も必要ではないでしょうか？（特別支援学級・通級指導教室との違いなど）。</p>	<p>〃</p>
<p>【No.5・施策1】</p> <p>将来的には、このような姿が理想だと考えるが、即分校化できるのだろうか、疑問である。（学校内の施設のバリアフリー化をどうするのか、教育内容を充実させ個への対応が十分できるのか、人材確保、予算の確保等ができるのか、地域に分校ができれば当然、保護者としては近くの学校へ通学させたいと思うのが常だと考えるが、本校と分校等のすみ分けや共存をどのように進めるのか（格差につながらないか））。</p>	<p>〃</p>

関係団体意見と検討結果

<p>【No.6・施策1】 小中学校への分校・分教室の設置した場合について、県立と市立の教員の身分などの調整や分校・分教室を設置した場合の職員数・ペルパー数の確保などの数値を設置要綱に盛り込んでほしい。</p>	”
<p>【No.7・施策1】 小中学校への分校・分教室を設置した場合に、市町村からの財政的な負担がないように配慮してもらいたい。</p>	”
<p>【No.8・施策1】 分校・分教室を設置した場合、市町村の管轄である特別支援学級との役割の違いは？小中は義務教育なので、分校・分教室ではなく、市町村管轄の特別支援学級の充実を図り、特別支援学校から専門性を持った教師を派遣する等の手助けをしてほしい。</p>	”
<p>【No.9・施策1】 施策1・4－（1）の対応する目標に対し、3ページの〈計画〉では具体的に小中学校における分校分室が現れていない。 （地区、学校種、数、学年や経費負担、役割分担がみえない）</p>	”
<p>【No.10・施策1】 市教育委員会では、現在具体的に話し合いをもっていない。本市では分校・分教室を小中に設置の場合、教室、施設整備など心配が予想される。現在市内小中学校で、美咲特別支援学校や泡瀬特別支援学校との交流学习を実施している学校もある。</p>	”
<p>【No.11・施策1】 施策1の趣旨については理解できるが、県教委ホームページの懇話会意見及び対応方針も確認したが、現段階の内容では具体的な対応策が明確に示されていない。例えば、特別支援学校の分校・分教室を市町村立小中学校へ設置していく場合、①現在各小中学校に設置されている特別支援学級（知的、情緒、言語）との関連はどうなるのか。②学級担任及び特別支援教育支援員等の人的配置はどうなるのか。③市町村教育委員会及び県下各地区小・中校長へ周知を図るため説明をどのように進めていくのか。④分校・分教室を設置した場合、管理責任体制はどうなるのか。以上のような課題に対して明確になっていないため、平成24年度及び25年度計画スケジュールには無理があるように思われる。</p>	” なお、分校・分教室は現行制度の下で設置するため、特別支援学級とは教育対象が異なり特別支援学級とは別に置かれます。このため、教諭は県立特別支援学校の所属となります。
<p>【No.12・施策1】 小中学校への分校・分教室を設置することで、設置した小中学校との交流で、年間の行事内容が増え、教師・生徒の負担が増えることが懸念される。その兼ね合いを、うまく行って欲しい。きちんとした専門的知識・免許を持った職員（支援員を含める）の数</p>	分校・分教室を設置するのは、平成24年度に作成する分校・分教室設置要綱に沿っ

関係団体意見と検討結果

は、十分に確保することができるのか。施設・設備も十分に準備されるのか、気になる。

【No.13・施策1】

特別支援学校の分校・分教室を市町村立小中学校へ設置していく計画は、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進や、より身近な地域での就学を達成するために重要である。その考え方は高等学校でも成立するべきである。

【No.14・施策1】

就学指導委員会では、特別支援学校への入学が望ましいという判定に対して、地域の普通の学校で、多くの子ども達と一緒に教育を受けさせたいということから、入学を望まない保護者もいらっしゃいます。市町村立の小中学校へ分校・分教室の設置は、対象の子ども達はもちろんのこと、通常学級の子どもに対しても、日常的に障害のある子ども達と接する機会ともなり、教育的効果が期待できると思います。具体的な要綱はこれからということですが、特別支援学級との関わり、保護者への説明など様々な課題が出てくるのが予想されますので、地域・保護者等のコンセンサスを得ながら進めていただきたい。

【No.15・施策1】

施策1は、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進や、より身近な地域での就学を達成するために重要であり、また過密を解消するためにも必要である。その効果として、交流及び共同学習が日常的に行える、障がいのある児童生徒と居住地域のつながりを強めるなどが上げられているが、北谷高等学校のフューチャースクール化と整合性がないと考えます。県立高等学校編成整備計画においても、同様に地域でつながりを求めるべきだと考えます。一極化は、この分校・分教室配置のねらいと矛盾していないだろうか。高校においてもそれぞれの地域で、通常学級の子どもたちと共に学び、共に育つ環境を整備していくことが必要だと考えます。

【No.16・施策1】

て県と協定を結んだ市町村の小中学校になります。要綱においては、分校・分教室設置における財政負担や責任体制、運営方法をできる限り明確にし、設置後のイメージを共有できるようにします。

施策2は、同様の考え方にに基づき、高等学校へ特別支援学校の分校・分教室を設置していく計画から構成されています。

分校・分教室設置要綱の作成にあたっては、現在実施されている分教室の調査研究モデル事業の成果と課題、他県先進校の事例や、市町村教委や小中学校教諭と意見交換を参考にしていきます。

高等学校編成整備実施計画（案）におけるフューチャースクールは、「学び直し」を具現化することや、心因性の不登校や学校不適應等の多様な学習ニーズに対応できる学校として基礎・基本の定着から、進学にも対応できる教育課程を設置し、生徒の自信とやる気を引き出すことを目標としています。従いまして、特別支援学校編成整備実施計画（案）が対象とする子どもとその取り巻く環境、目指すべき方向性が異なるため、それぞれより高い教育効果を目指した手法をとっています。

関係団体意見と検討結果

趣旨は理解できますが、それが特別支援学校の過密化、定員過剰による受け入れの解消や施設の予算削減等のために、安易に計画を進めていないか危惧される。特別支援学校の設置の目的、ねらいが分校で達成できるのか懸念されます。むしろ特別支援学校の施設を増やすなど、専門化を進めることが重要ではないかと考える。

【No.17・施策1】

高校生よりも小中学生には現実的に感情表現がストレートな面があるので、小中の中にはいるとなると、イジメの対象になりはしないか。特別支援学校の児童生徒は個別の教育支援計画を基に個別の指導計画が作られる。普通小・中学校のカリキュラムと特別支援学校の児童生徒のニーズに応じたカリキュラムとが、両方きちんと実施できるような施設設備の充実が図れるか。特別支援学校の児童生徒が『より身近な地域で就学を達成する』ためにも、小・中学校のバリアフリー化に向けての施設設備の整備を。

【No.18・施策1】

「分校・分教室が特別支援教育に関するセンター校的な役割を担う」とあるがセンター校的などはどうゆうことなんですか？

【No.19・施策1】

〈対応する目標〉の4-(1)の「平成33年度までに」を、設置と同じ「26年度には環境を整備する」に修正はできないか。理由としては、設置されてから6年の期間があるということは、交流及び共同学習を行えない生徒が出てくるのではないか。

【No.20・施策1】

協定を結ぶ市町村教育委員会へ募集を始める。とあるが、募集をかけただけで応募があるのか？ 児童生徒数のバランス等を考慮

施策1は、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進や、より身近な地域での就学を達成するために重要であると考えています。特別支援学校の目的、ねらい、専門性が十分発揮できるような分校・分教室の設置を目指し、要綱づくりを進めます。

共生社会の実現は障害児・者の側からの働きかけのみで実現できるものではありません。小中学校等においては人権教育・福祉教育の観点からも「心のバリアフリー」を実現する教育活動が必要です。また、交流及び共同学習は小中学校等の学習指導要領においても配慮すべき事項となっており、その取り組みも求められます。施設設備の整備については、平成24年度に作成する要綱において役割分担を明確にします。

特別支援学校の専門的な知識や技能を生かし、小中学校の要請に応じて、障害のある児童生徒の援助を含めた支援に努めることです。

分校・分教室は、市町村教育委員会の理解や協力を得ながら徐々に設置を拡大していく考えです。

施策の趣旨や市町村教委のメリットを明

関係団体意見と検討結果

し、必要な市町村へ県側から働きかけた方が良いのでは？

【No.21・施策1】

「小中学校への分校・分教室設置」における市町村のメリットは分校・分教室が特別支援教育に関する地域のセンター的役割を担っていただき、連携がスムーズに行えることだと思います。現在、各地区にある特別支援学校がその役割を行っていますが、相談件数も膨大な数となり、教職員への負担増になっていると聞いています。それを解消するためにも分校・分教室の設置はよい方策だと思います。しかしながら、人的配置数（定着するまでは充実した人員の配置）、児童生徒や保護者の理解、教職員間の連携・協力等はきめ細やかな配慮が必要です。まずは、小学校から導入しその成果を得て、中学校へと繋げる方法もあるのではないのでしょうか。障害のある児童生徒が地域で学び、育つことは大切であり、本来、有るべき姿だと思います。

【No.22・施策1】

現在ある特別支援学級の名称が、特別支援学校の分校・分教室へ変更になるのかそれとも、特別支援学級とは別に分校・分教室を設置していくのか。・特別支援学校の分校・分教室の設置に伴って、教師の配置はどのようになるか。これまでのように、障がいが生徒在籍8名対して、教師1名というのは、かなり厳しい状況にある。障がいが生徒個々異なっており、能力の高い生徒から低い生徒まで一つの教室での学習となると、指導・支援が行き渡らない状況が出てくる。

【No.23・施策1】

全ての教諭に特別支援教育に関する理解、児童生徒理解を深めることや指導力を向上させるために、複数年計画で全職員対象とした悉皆研修を実施し、発達障がいも含め、全ての学校で高いレベルでの教育ができるようにしていただきたい。

【No.24・施策2】

高等学校への分教室設置が拡大することは賛成です。施策をよりスムーズに移行していくためにも、現在のモデル校研究の成果を広くアピールするとともに課題解決に向けた十分な対策をお願いしたい。

【No.25・施策2】

モデル校では、進学校や学力困難校など両極端な学校で比較できるように設置して検証した方がいいと思います。比較することで

確にし、市町村教委を個別に訪問しながら協力をお願いしていく考えです。

導入方法等については、平成24年度に市町村教委等との意見交換を通して検討していきます。

分校・分教室は現行制度の下で設置するため、特別支援学級とは教育対象が異なり特別支援学級とは別に置かれます。このため、教諭は県立特別支援学校の所属となります。

県教育委員会では、特別支援教育実践推進事業、認定講習の実施等により教諭の人材育成に努めているところです。また、教諭の資質向上に向けては、学校や地域の実情に応じた研修も必要であり、市町村教育委員会の取り組みも重要と考えています。

平成25年度における分校・分教室設置高等学校の選定にあたっては、平成24年度まで実施される調査研究モデル事業の成果と課題を参考にします。

”

関係団体意見と検討結果

どこに設置した方が有効かわかりやすいとおもいます。

【No.26・施策2】

分校・分教室設置校の選定について、具体的には調査研究モデル事業の検証でも述べたいと思いますが、設置校校種については、専門高校の方が普通高校より実習条件や環境の面で設置が望ましいと考えられます。

〃

【No.27・施策2】

設置高等学校を選定は、慎重な選定が必要である。また、設置前年度より、専門性確保に必要な人的配置体制の構築及び施設設備の整備等の準備を始めるとあるが、設置前年度からで間に合うのか？※軽度知的障害生徒の教育の場の拡充が必要であるのであれば大方の計画は良いと思いますが、軽度知的障害生徒への教育力を上げる為には前々年度からの取り組みが必要だと思います。

〃

【No.28・施策2】

人的配置とはどのように考えているのか。専門高校に設置するのであれば、授業等のカリキュラムで授業体験等を設置できるのではないと思う。「特別支援学校等高等学校の生徒がともに学ぶ場を共有することは、同世代の生徒のつながりをより強めることができる。」と考えているので、生徒同士で教えあうようなこともできないかと思います。たとえば、簿記の授業でのTTはみとめられていませんが、商業高校では授業の進路に差ができ非常に困っています。特別支援学校とのコラボ授業が実現できれば、進度の速い生徒にリトルティーチャオーとして説明をさせ、そこには、商業の先生と支援学校の生徒がつき、簿記の進度が遅い生徒たちには、より深く指導することができるのではないかと思います。

分校・分教室における具体的な交流及び共同学習の内容は、平成24年度まで実施される調査研究モデル事業の成果と課題を参考に検討していきます。

【No.29・施策2】

各地区への新たな分教室の設置は、現在の南風原、中農、久米島の分教室の課題点を検証してから進めるべき。分教室の生徒が施設設備を使わせてもらえるのか心配。高校が主となるので使用を制限されるのではないか。

〃

【No.30・施策2】

受験システムは、どのように行うのか。受験の内容は、沖縄高等特別支援学校の受験内容を基準にするのかをもっと詳しく知りたい。きちんとした専門的知識・免許を持った職員（支援員を含める）の数は、十分に確保することができるのか。施設・整備も十分に準備されるのか、気になる。

詳細は、平成24年度まで実施される調査研究モデル事業の成果と課題や沖縄高等特別支援学校を参考に検討していきます。

【No.31・施策2】

社会全体のノーマライゼーションが高まれば、設置校の中の特別支援学科として設置できないか。分教室の生徒としてのメリット

高等学校への特別支援学級や特別支援学

関係団体意見と検討結果

は何かを理解できない。もっと詳しく知りたい。

【No.32・施策2】

分教室ではなく、むしろ、その高等学校の特別支援学級を作ってはどうか。（特別支援学校対象のレベルを緩和し、フューチャー・スクールではなく各高校での特別な支援の展開）特別支援教育の理念【H19(07).4.1 通知】によると～・自立や社会参加に向けた主体的なとりくみを支援するという視点に立つ。・持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う。（困難の度合いは示されていない）・特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施される。（特別支援学校だけではない）・個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基盤となる教育。（社会で混ざり合うことを前提にしている）つまり「生活や学習に困難のある子どもは、全ての学校で適切な指導および必要な支援を受けることができる」ということではないのか。

【No.33・施策2】

特別支援学校の状況として、全体的に臨任職員の配置が多いようなので、効果的、継続的な分教室の運営のために、特別支援教育の専門的指導のできる本務教職員が配置される必要があります。そのため段階的に本務教職員の配置を推進していったらいいと思います。

【No.34・施策2】

交流及び共同学習は積極的に進めるべきだと思います。分教室を設置していない地域の他の学校においても、行事等を通して交流や共同学習を行うことによって、障害を持つ生徒の理解や望ましい社会の在り方を考えさせる良い機会となります。

【No.35・施策2】

現在、本校では様々な問題を抱えているが、その根本は下記の2点であると考えられる。①小・中で特別な支援の対象とはならないまま進学したものの、学校生活の中で明らかに不適応を起こしている場面が認められる生徒。→本人なりの適応行動をとっているが必ずしもそれが適切なものではなく、行動の変容を含めた指導の定着を図ることが容易ではない。また、保護者との共通認識に基づいた連携を図ることが難となることも少なくない。②小・中で特別な支援の対象となっていた生徒の情報が高校までに十分に伝わらない場合が多い。（高校側では合格の発表を行う時点で中学校側に必要な生徒の情報提供を求めている。中学校側の意見としては個人情報の問題や本人・保護者からの強い意向で提供できないとのこと）→配慮を要する生徒であるとの気づきが遅れたり、また、それぞれの特性が異なる上ゼロからスタートするため手探りの状況が多くなり、思春期特有の心の変化と相まって、本人の揺れが大

科の設置は、教職員定数に関する定めがなく、障害に応じた特別な教育課程編成が認められていない現行制度の下では困難性が高いと考えています。

”

特別支援学校における本務教諭の配置推進は、教職員の人事計画において検討していきます。

交流及び共同学習の推進は、分校・分教室の設置以外に、学校間交流、居住地校交流、地域交流により取り組んでいきます。

特別な支援が必要な児童生徒への支援等の取り組みについては、引き続き特別支援教育体勢の推進において取り組んでいきます。

関係団体意見と検討結果

きくなり、ひいては不登校につながるケースもある。以上は早期発見の遅れと中学校からの情報提供の不十分さから来る対応の遅れによって生じる問題である。本来この2点が十分になされていれば、彼らも自分自身の特性を受け入れつつ各段階における発達の課題を少しずつ克服していくことに前向きに取り組むことができる。実際、本人・保護者共に早い段階から障害を受容し向き合っている場合はその時々で多少の揺れがあったとしても本人の努力は維持され着実に成長している跡が伺える。同時に周囲の生徒も理解を示し、サポートする体勢が徐々に広がっていき、両者にとっての相乗効果が見られるのである。このような問題点を解消しないまま、高校の3年間という短い期間の中で極限られた学校のハード面だけ整えたとしても、問題の根本がどれだけ解決できるのか疑問が残る。（特に①の場合、そこへの進学そのものが行われないのではないか？）したがって、まず整えるべきは早期発見と切れ目のない支援体制のためのシステム作りであり、それこそが彼らが2次障害を引き起こさない環境作りのための最も効果的な方策であると考えられる。

【No.36・施策2】

知的障害のない発達障害のある生徒が通学できる特別支援学校高等部の設置が必要。高等学校と特別支援学校高等部の設置が必要。高等学校と特別支援学校高等部との境界の生徒がいるのにもかかわらず、普通高校での受け皿が整っているところが少ない。そのため、生徒本人のニーズにあった教育が受けられない場合が多く見られる。今後、発達障害を持った生徒にあった高等学校や分校・分教室等が設置できれば、生徒も安心して学習することができると思われる。

現行制度では、知的障害を伴わない発達障害の生徒は、特別支援学校で受け入れ対象となっておりません。県教育委員会では、小・中・高等学校における発達障害児童生徒の教育の充実に向け取り組んでおります。

【No.37・施策2】

名護特別支援学校本校は200名を超える試算がないのですが、分校を作るのですか。

交流及び共同学習の推進や、より身近な地域での就学を図る観点から、施策2が必要と考えています。

【No.38・施策2】

平成27年度に、北部地区の高等学校に、名護特別支援学校の分教室（3学年30人定員、軽度知的障害高等部）を設置するとあるが、30人定員の数値が具体的に見えないので、気になります。

30人定員は、1学年10人定員×3学年です。

【No.39・施策2】

軽度知的障害について、軽度知的障害とはどのような基準で判断するのか。IQ69以下は知的障害であるが、IQ70以上は知的障害とはいわない。対象生徒の規程が曖昧で判りにくい。基準を設けることで、県内すべての市町村での地域格差を無くすことができ、制度の狭間にいる子供達も一貫した教育を受けることができる。

軽度知的障害とは、現在沖縄高等特別支援学校に在籍する生徒を想定しています。同校はかつて文部省（当時）が「軽度の知的障害」を「日常生活に差し支えない程度

関係団体意見と検討結果

【No.40・施策2】

対応する目標5-(4)で、名護特別支援学校は校区が広範囲に渡っており、現在金武コースは1時間40分要している。名護特別支援学校の校区が今以上に狭まることはないと思うので北部地区以外の適用にしたらどうか。

【No.41・施策2】

那覇南部地区の高等学校に大平特支の分校を設置する。とあるが、南部地区なのに、なぜ大平の分校なのか？

【No.42・施策2】

当法人では肢体不自由児施設・沖縄整肢療護園、重症心身障害児施設・若夏愛育園の2施設を運営し、隣接する那覇特別支援学校へは入所・通所利用者約44名が通学している。地域において多様な障害を抱えた子ども達を支え、見守っていく必要があることは十分に理解でき、利用者にとっても多くの人と接する事により、良い影響を受ける事が期待される。しかしながら当法人の利用者が重度・重複化する中で懸念される事項について以下に述べさせて頂く。①園より通学する利用者は殆どが車いすを使用し、移動にも介助を必要としている。自力で身を守ることが難しい利用者と多動な生徒と一緒に行動する事で事故等が起こらないか。②利用者によっては基礎疾患をもち医学的な管理を行っている方も多く、インフルエンザ等の感染症には十分な注意を必要とする。県内で感染症が流行する時期には部外者との接触や家族との面会を制限することもある。外部からの通学生と学校内で接触することにより感染に対するリスクが高まるのではないかと懸念される。

【No.43・施策2】

那覇特支は重複児童生徒が多く在学しているので、同棟では感染症の観点から難しい。また空き教室がない状況なので別棟設置が必要。那覇特支は運動場、農場がなく、体育館、プールが肢体不自由児用の特別な施設（小さい施設）であるため、軽度知的障害児の体育や運動・作業的な学習の保障のための教育環境整備が必要。

に身の事柄を処理することができるが、抽象的な思考は困難である程度のも（IQ50から75程度）」としていた就学基準をもとに設置されており、現在のその位置づけで運営しています。

施策6におけるスクールバスの運営方法の見直し等により、目標5-(4)を達成したいと考えています。

分校を設置する高等学校の位置によっては、大平特別支援学校以外の那覇南部地区の特別支援学校が本校として適切である場合も考えられます。記述を修正します。

軽度知的障害高等部部門には、知的障害の生徒の動きや特性などを理解している専門性の高い教職員が配置されます。また、必要に応じて肢体不自由の児童生徒と動線を分けることができるよう、別棟の建設を検討していきます。

那覇特別支援学校の軽度知的障害高等部部門は、必要に応じて肢体不自由の児童生徒と動線を分けることができるよう、別棟の建設を検討していきます。また、教育課

関係団体意見と検討結果

【No.44・施策2】

那覇特別支援学校に設置する軽度知的障害高等部について、軽度知的障害の生徒については、家庭環境等により基本的生活習慣、身辺処理が確立していない生徒が少なくありません。よって、前述の課題に対し、個々の生徒の実態に即した指導をするために、寄宿舎の設置が望ましいと考えられます。本県においては、サービス産業における雇用のニーズが高く、特に高齢化に対応する職種としてホームヘルパーに係る資格および技能の習得を可能にする学科・コースの設置が望まれます。また、ホームヘルパー2級で学ぶベッドメイキングの技術などは、ホテルの清掃業にも応用可能であることから、同資格取得の意義は大きいと考えられます。

【No.45・施策2】

那覇特別支援学校に軽度知的障害高等部部門を設置する。とあるが、那覇特別支援学校には運動場や作業スペースがないので、無理がある。しかし、那覇地区に高等特支が1校あれば、大平、島尻、西崎の生徒数増加がおさえられる。

【No.46・施策2】

以下の理由から那覇特別支援学校に新たに部門を設置するのは困難である。那覇特別支援学校は、隣接する沖縄整肢療護園から通う学校で、児童生徒の半数が医療的ケアを必要とする実態があり、全児童生徒が基礎疾患をもっている。インフルエンザ等の感染症対策のために病棟別による学校での対応も行われている。そのため、重度・重複児と軽度知的障害児との共生の場として教育環境に適さない。別棟を建てての対応も考えられるが、狭隘な敷地で活発な動きのある知的障害児を受け入れての学習環境に限界がある（運動場、農場等の確保）。沖縄整肢療護園の全面改築により、平成24年度より建築着工が始まる予定で、夏頃を目途に旧日本赤十字病院（真玉橋）へ移転予定である。園が移転すると教員が病院へ赴いての教育が進められる（訪問学級対応）。工期は約1年を予測していることから、平成25年度の夏頃までかかる。那覇特別支援学校の教育課程を見直しをしながらの教育活動や、移転計画の作成や実施等に伴う学習環境の整備を進めていく中で、人員の配置も含め新しい部門の準備をするのはかなり厳しいことが予想される。

【No.47・施策3】

程に必要な面積を確保できるよう、施設の整備を検討し、運動場は周辺施設の活用も含めて検討しています。

軽度知的障害の生徒の社会参加や自立の視点から自力通学を考えています。

教育課程に必要な面積を確保できるよう、施設の整備を検討し、運動場は周辺施設の活用も含めて検討しています。分校・分教室の設置は、交流及び共同学習の推進やより身近な地域での就学を達成するためにも重要だと考えています。

那覇特別支援学校の軽度知的障害高等部部門は、必要に応じて肢体不自由の児童生徒と動線を分けることができるよう、別棟の建設を検討していきます。また、教育課程に必要な面積を確保できるよう、施設の整備を検討し、運動場は周辺施設の活用も含めて検討しています。また、隣接する沖縄整肢療護園の移転が正式に決定すれば、高等部部門設置を1年ずらし、平成26年度とします。

関係団体意見と検討結果

桜野の生徒の中には視覚障害のある生徒が複数名おり、今年度は盲の専門的知識をもった先生が毎日指導してくれているため、目覚ましい成長を見せているが、転任になってしまうと困るため、桜野特支内にて永続的に専門教育を受けられるよう希望します。地域の一般校に通う子どもたちの中にも弱視に悩んでいる人がおり、近場（北部）で相談できる体制を整えてほしい。理想：桜野特支内に視覚障害の教育の部屋（教室）を設け、雑音ない所で集中して個別教育を受けられるようにしてほしい。授業で使わない時は相談者が利用できるようにし、専門教材や点字本など環境を整えて、専門的知識のある人が担当する。（常駐）小・中など学部に関係なく専門教育を常に受けられるように。相談も赤ちゃん～成人まで。視覚・聴覚障害の相談できる場を作ってほしい。

【No.48・施策3】

本島北部地区に視覚障害、聴覚障害に対応できる施設設備の整備は是非進めてもらいたい。現在名護特別支援学校に視覚障害が2人在学している。一年前には聴覚障害の生徒が在籍していた。手話や点字指導に精通している教諭が必要であり、またそれぞれの施設設備も必要になってくる。

【No.49・施策3】

身近な地域で就学できる学校というのは魅力的ではあるが、視覚障害及び聴覚障害の専門的知識を本当に、充実させていけるのだろうか。十分な職員の配置、施設的な整備は充分に行えるのだろうか。それが、1番の心配な課題である。

【No.50・施策3】

視覚障害者や聴覚障害者に対応できる学校は現在のところ、それぞれ一校ずつあるので、保護者の要望には応えきれていないと考えられる。今回の計画にて本島北部、中部、南部に対応できる体制を整備することは理にかなっていると考えられる。ただし、他の障害を持つ生徒と同じ施設にて生活を送るには、接触、事故等検討する懸案はあるのではないかと検討を要する。

【No.51・施策3】

本島北部及び中部地域に視覚障害に対応する学校の整備にあたっては、視覚障害教育の専門性確保・維持がより重要となる。よって、教職員の配置や任期、研修等について指導班や人事班と連携した計画推進をお願いします。

【No.52・施策3】

県内にそれぞれ1校しかない沖ろう・沖盲なので聴覚・視覚障害に関する知識や手話・点字などの専門性をもった教員が少ない。このような状況で分校・分教室ができた場合、教員や児童が分散され、さらに専門性が薄まり教育を保障できなくなる。

どのような方法が適当であるか、平成25年度より検討していきます。

〃

〃

視覚障害や聴覚障害の特性を理解し、その障害によって生じる困難の改善について指導力を有する教職員が配置されます。また、必要に応じて動線を分けることができるような工夫を検討していきます。

編成整備計画の実施にあたっては、教育庁内複数部署で連携しながら取り組んでいきます。

教職員の専門性の向上は、今後の特別支援教育の推進において取り組んでいきます。

関係団体意見と検討結果

【No.53・施策3】

聴覚の障害が重い生徒に対し、手話を中心とするコミュニケーションモードが分教室に行くことによって、共通言語が異なるために生徒が孤立してしまわないか。

沖縄ろう学校及びその分教室等では、一人一人の実態に応じたコミュニケーション手段を踏まえながら言語指導及び学力向上を図るという基本的考え方を共有します。また、分教室等が置かれる地域における様々な交流及び共同学習の実施や、本校（母体校）との合同学習などにより「孤立」を防ぐ工夫が可能と考えています。

【No.54・施策4】

桜野特別支援学校の通学生のほとんどがリハビリ等、色々なことで隣接施設（療育園）と関わりなどがある。知的障害と肢体不自由で障害の特性が違い、事故などの不安がある。看護師の人数にもよるが、施設が広すぎると、急に体調などが急変した場合、看護師の移動にも時間がかかると思うので心配がある。肢体不自由に体温調節が上手くできない子もいるので、集団になるとその子に対する対応もなかなかむずかしくなると思う。環境に左右されやすく、体調を崩す子供もいる為、今の環境が子供達に一番良いと思う。桜野の毎日の勉強、子供たちにゆとりある学校生活がそのままであってほしい。

実施計画（案）では、桜野特別支援学校を看護師配置校とし、本校として継続するとしています。

【No.55・施策4】

特別支援学校での勤務は、これまでの病院勤務と異なると聞きます。看護師を採用する時は、専門性を十分に理解した人を採用してほしいと思います。そして、子供達の健康と安全の確保のため、前看護師との引き継ぎをしてほしいと思います。桜野特別支援学校は、医療的ケアの生徒5名に対して、1人の看護師が配置されています。どの生徒も複数の医療的ケアが必要であり、看護師は分単位でのスケジュールを余儀なく求められています。しかしながら、生徒達の毎日の体調の変化に応じて、その日、その時で予定が変わる為、1人の生徒の緊急時には、別の医ケアの生徒は待つ事になり、子供達の安全性や看護師、担任の負担の重さ、預ける側の親の不安等、いくつかの問題があるのが現状です。なので、単純に学校の規模や生徒の人数に対しての看護師配置ではなく、状況に応じた看護師配置を強く希望します。看護師の人数も医療的な子供たちだけでなく、医療的じゃない子供たちでもいざという時の為に、人数をふやしてもいいのでは。

看護師配置等は、今後の特別支援学校における医療的ケア体制整備事業の実施において検討します。

【No.56・施策4】

鏡が丘特別支援学校は那覇地区の拠点校になる計画となっていますが、鏡が丘特支、森川特支、那覇特支3校分の拠点校としての責務を果たすには、ケアの量や質を勘案すると現在の配置基準（対象児5名に対し1名）では厳しいものがあり、その見直しも同時に行うことを要望します。また、看護師の集約によって現在配置されている養護教諭だけでは、その勤務割り振りや、保護者、担当

関係団体意見と検討結果

医との連絡調整、各種報告物に対応するには負担が大き過ぎるため、養護教諭の増員か専任担当職員の配置が必要です。各校には本校から看護師を派遣することになるため、移動の際にかかる時間ロスを勘案すると、看護師1名がケアする対象児数にもロスが生じ、更なる増員が必要となる可能性もあります。あわせて、移動の際の旅費の確保等も必要です。更に、対象児のケア内容や頻度によっては看護師が常駐せざるを得ない事態も生じる可能性があり、拠点校方式の逆効果や意味が薄れることも予想されるため、様々な課題解決策を明示しながら慎重に計画を進めるべきであると考えます。拠点校の別方法として、本校に医ケアの必要な児童生徒を転入学させることも考えられますが、現在スクールバスには看護師の乗車が認められていないため、医ケア対象児は登下校に利用することができません。送迎にかかる児童生徒や保護者の負担改善の方策も必要であると考えます。

【No.57・施策4】

鏡が丘特別支援学校の病弱部門において児童生徒が安心・安全に教育を受けられるためには、医師の常駐、もしくは近隣に対応医師を委託する等、緊急対応体制を整備することが必要だと考えます。

【No.58・施策4】

施策1で『より身近な地域での就学』の重要性を強調しているのに、看護師を拠点化して児童生徒を拠点校に集める体制は矛盾しているのではないかと考えます。

【No.59・施策4】

医療的ケアを要する児童生徒は、対応の仕方が一人一人違うし継続的な観察が必要。看護師も生徒も拠点校に集めて効率化しようとするのは危険ではないかと考えます。

【No.60・施策4】

平成28年度の看護師配置校に那覇特別支援学校も明記する（対象が1人在籍あり）。

〃

〃

予算措置が必要な看護師配置を、一定の通学区域内において集約することで、同じ看護師の人数で医療的ケアを必要とする児童生徒への支援をより充実できるようにしようというものです。なお、鏡が丘特別支援学校と森川特別支援学校の距離は約2.9kmであり、通学距離が極端に遠くなることはないと考えています。

予算措置が必要な看護師配置を、一定の通学区域内において集約することで、同じ看護師の人数で医療的ケアを必要とする児童生徒への支援をより充実できるようにしようというものです。

例外事項として取り扱うため、脚注に記述します。

関係団体意見と検討結果

【No.61・施策4】

計画(2)に「森川特別支援学校は、・・・平成27年度末で休校とする。」とありますが、その「休校」はどのように受け取ったらいいのでしょうか。実質的に廃校なのか、統合なのか分かりません。仮に生徒数（病内児童生徒）が今後、増え場合は、再び病虚弱特別支援学校を開校するというのでしょうか。もし、開校を今後も想定していなければ、明確に廃校なら廃校、統合なら統合と表記したらどうでしょうか。曖昧さを残さない方向性を示して頂けたらと思います。

【No.62・施策4】

森川特別支援学校を休校とする際、生徒は鏡が丘特別支援学校にて受け入れられることになるのだが、病院に入院している生徒がスクールバスにて通学することは可能なのか。通学方法は他にあるのかなど検討が必要ではないか。

【No.63・施策4】

近年、鏡が丘特別支援学校では地域の小中学校からの転入希望者が増加傾向にあり、現時点では、児童生徒数が減少する見込みは予想しづらいものがあります。施設設備の増改築なしに、平成25年度から森川特支の児童生徒を受入れすると、施設・設備の収容範囲を超える公算が高く、受入れは増改築後まで先送りすべきであると考えます。更に、受入れ後の増改築となると工事中の代替施設（教室数、駐車場、保護者やデイサービスの送迎用車両スペース）の拡充も必要となります。打開案としては、近隣に土地を新たに購入し、校舎新設後に現校の解体・土地の売却等の方法も考えられます。また、統合経過に合わせて、教育や学校運営の質を維持するため、障害が重度・多様化する児童生徒の実態や病院内学級への対応に促した教員数（教諭及び寄宿舎指導員）の配置、事務職員及び介助員の増員が必要です。更に通学生の増加が進めばスクールバスの増台が必要となる可能性もあります。

【No.64・施策4】

鏡が丘特別支援学校は、近年医療技術の進歩により、学校在籍者においても全体的な障害の重度化が進んできている。特にここ5年のうちで、校内の医療的ケア申請者は増加してきており（年3～5人ずつ増加）、申請者以外の周辺児（医ケアだが申請していない、または医ケア対象レベルの実態等）も増えてきている。その実態も、先天異常や進行性疾患など重度・重複化している。平成17年度に看護師設置の医療的ケアが開始されたが、校舎自体は在校児童生徒の重度・重複化が進む以前からの構造のままであり、保健室・医ケア室の配置が実態に合っていない（図1、図2参照）。必要に応じて医ケア室の環境整備がなされてきたが、医療的ケア申請者の増加に追い付いておらず、隣接の保健室に医ケア室を拡大させてケアをする場所を確保している状態であり、医ケア児童生徒も不便・窮屈な思いをしている上に、本来の保健室の役割が希薄化し、体調不良や心のケアの必要な児童生徒の安全・安心な環境の提供が図れていない状況である。・現在の鏡が丘の校舎は、各学部の重度・重複障害児の緊急体制として不十分である。校舎が広く、保健室・医ケア室は校舎全体の端にあるため、保健室・医ケア室に近い管理棟1階の教室以外の、体育館・運動場近くの教室は

実施計画は「編成整備の基本方向」で設置された目標を達成するための手段です。目標で「運営形態を本校、分校、休校」のいずれかにするとしていますので、実施計画で「休校」としています。

森川特別支援学校の休校後は、国立病院機構沖縄病院は病院内訪問学級による対応を想定しています。なお、他の病院内訪問学級においても同様です。

島尻特別支援学校で肢体不自由受け入れが始ったため、鏡が丘特別支援学校は今後、30人程度児童生徒が減少が予想されます。また、中庭等を活用して必要な施設整備は可能であると考えています。整備内容は、学校や保護者と意見交換しながら検討していきます。

〃

関係団体意見と検討結果

緊急事態で走っても2分近くかかる。また、2階の教室においては、エレベーター設置が1機のみにて、階段も保健室・医ケア室に近い場所は外階段しかなく、雨天時は駆けつけるスタッフの転倒事故の危険性がある。一番遠い2階校舎へは走っても3分近くかかる（蓄痰の場合3分待たせるのは脳の虚血状態を引き起こし重篤な状態を引き起こしかねない）。病弱児も増えていくと予想される中で、同線の長い現在の校舎では、緊急時の「迅速な」対応に限界がある。・現在の校舎は老朽化しており、各教室壁に亀裂や隙間ができています。時折、水道水から錆が出てきており、ネズミやゴキブリが常時発生している。県予算で害虫駆除しているが、年1回の駆除では全く衛生が保てていない。以上、拠点校として集約するには、現状において改善箇所が多々あるにも関わらず、改修だけで良好な学校運営・体制整備が十分できるとは考えがたい。校舎「改修」ではなく「改築」が必要である。

【No.65・施策4】

森川及び那覇特支の児童生徒が鏡が丘特別支援学校に来る場合、家から学校までが遠くなってしまう児童生徒も多く出てくる。移動距離や時間が長くなると、身体の拘縮や側彎の進んだ児童生徒にとってかなりの負担になり、移動時の負担がきっかけで体調を崩す危険性もある。現在、移動支援を利用して登下校する児童生徒が増えているが、各居住地市町村や障害の程度により、サービス格差があり、児童生徒やキーパーソンとなる保護者の負担・不安が改善されていない現状がある。また、事業所により看護師がいるところいないところがあり、移動中でも医療的ケアが必要な子どもが危険な状態で登下校している場合も少なくない（保護者と事業所との契約のため、学校での指導の範疇外？）。市町村で登下校の補助ができない中で、スクールバス乗車の案が考えられるが、バスには看護師乗車が出来ないため医療的ケアの児童生徒は乗ることができない。保護者は経済的に低所得者も多いため移動手段がなく、義務教育にもかかわらず学校に通えない子どももいる。以上、移動距離が長くなることによる危険度が増すこと、移動時の医ケア者への支援が希薄にてかえって登校できない児童生徒が増える恐れがあることなどから、拠点化するには県と各市町村とが連携し登下校時の児童生徒の安全確保を万全にすることが重要不可欠である。

【No.66・施策4】

拠点校へ看護師を集約すると、身近な地域で就学出来ない。スクールバスにも乗れないので、送迎で親の負担が大きい。看護師が必要な児童生徒は、病弱、肢体不自由に限らない。知的にもてんかん、気管切開、喘息などを併せ持った看護師を必要とする児童生徒がいる。各学校に看護師を配置して欲しい。

【No.67・施策4】

病弱教育の対象となる児童生徒は決して少なくない。ただ一般的に十分に知られておらず、病院に入院することになった時点で初めて存在に気がつくことも多い。このことは、単に学校の努力だけで県全域に知らせられるものではなく、教育委員会レベルで、よ

本編成整備計画により、那覇特別支援学校の児童生徒が鏡が丘特別支援学校に転学することはございません。また、鏡が丘特別支援学校と森川特別支援学校の距離は約2.9kmであり、通学距離が極端に遠くなることはないと考えています。

鏡が丘特別支援学校と森川特別支援学校の距離は約2.9kmであり、通学距離が極端に遠くなることはないと考えています。なお、看護師を配置する障害種については、今後の特別支援学校における医療的ケア体制整備事業で検討されます。

ご意見を参考に、今後の病弱教育の推進に取り組んでいきます。また、鏡が丘特別

関係団体意見と検討結果

りしっかりと病弱教育の重要性を示し児童生徒の学習の保証を考えていく必要ということである。病弱教育については、これまで森川が唯一の取り組みを行ってきており、他の学校（鏡が丘も含む）において十分に理解されていないのが現状である。平成25年度から森川への通学生の停止と27年度までに在学生の他校への転学が示されているが、このことにより、さらに学級数の減があり、それに伴う教職員の減が考えられる。これまでは、本校と訪問学級を含めた総数で学校として出される教職定数の範囲内で人員を確保してきており、学級数の減により維持しがたい状況もでてくると考えられる。病弱部門として鏡が丘に新たに設置する場合には、教職員数だけでなく専門的に対応する教頭、学部主事等の配置が必要であり「分校」並みの体制を作る必要がある。

【No.68・施策4】

ここ数年で森川に起こってきたことは、編成整備の具体的な方向性が示される前に、複数障害種として鏡が丘特支を病弱を受け入れることによる、児童生徒の減少が起こったことなど、学校や教職員の意見を出す前に決められてしまったことにある。そのことによる教職員の士気の低下が起こっていたこともある。県教委レベルで決めることについても、実際に児童生徒の指導に直面する教職員が意欲をもって取り組める学校環境作りへの十分な責任をもって対応することが必要と思われる。病弱の児童生徒を指導するに当たっては、本人の病気の状態や、心理的に不安な状況の保護者への対応、医療関係者との連携など、他の障害を担当する学校に比較しても負担は大きい。（教員一人一人が特別支援教育コーディネータ並の対応を要求される）また、学習環境においても現状で十分でないことを踏まえて今後の病弱教育の方向性を考えて頂きたい。

【No.69・施策4】

森川特別支援学校は、隣接する沖縄病院の改築計画にともない、通学してくる生徒が、将来的に減るということが休校の理由の一つでもあるわけなのですが、現在自宅からの通学生を受け入れている実態や入学希望者が毎年いるという現状を考えると休校する理由にはならないのではないのでしょうか。鏡が丘特別支援学校に病弱の子を受け入れています。森川特支を病弱の拠点に据えれば休校にしてまで鏡が丘特支に病弱部門をおく必要はないと思います。病弱教育及び病院内訪問学級教育の専門性の確保に必要な人的配置や施設備においても、現在うまく機能している学校を休校にしてまで改革を進めなくてはいけないのでしょうか。将来の不安と病弱の特別支援学校の行き先が今後はどうなっていくのか、納得のいかない事ばかりです。

【No.70・施策4】

鏡が丘特別支援学校に病弱教育及び病院内訪問学級教育の専門性確保のため病弱部門を置くという計画ですが、現在の森川特支の

支援学校の病弱部門体制は、ご意見を参考に検討していきます。

ご意見を参考に、今後の病弱教育の推進に取り組んでいきます。

森川特別支援学校本校に通学する児童生徒は今後10人未満で推移すると想定しており、こうした状況は学習集団確保の観点から望ましくありません。この状況の改善に向け、鏡が丘特別支援学校へ病弱教育の機能を移行するとしています。移行においては、森川特別支援学校の優れた教育実践を確実に引き継いでいくため、鏡が丘特別支援学校に病弱教育部門を置いて人的配置体制を構築し、必要な施設設備を整備します。

森川特別支援学校の優れた教育実践を確

関係団体意見と検討結果

体制が移行した後もうまく機能するのか疑問です。特別支援学校内の病弱部門設置に関しては、沖縄の教育関係者の方にとっても、なじみのない制度なのではないでしょうか。しっかり情報を集めていただき本当に病弱教育の継続につながるものなのか検討してほしいと思います。また、病弱の学校に関しては医療とタイアップして進めていかななくてはならない現状も有るので沖縄にも院内学級だけではなく病院の敷地内に特別支援学校の設備を整え、院内学級から通学及び地域からの通学生を受け入れ病気と闘う子どもたちを支えていける、そういった改革を進めていくという方向性もあるのではないのでしょうか。特別支援学校等における医療的ケアの実施が平成24年度4月より、法律の一部改正により変わります。学校において一定の条件のもと教員による医療的ケアが実施出来るようになるわけですが、それは「看護師等中心に教員やそれ以外の者が連携協力して特定行為に当たること」と示されているとおり看護師の果たす役割は、ますます大きくなって行くものだと思います。そんな今だからこそ病弱教育の専門校として森川特支のリーダーシップが問われると思います。沖縄唯一の病弱の学校として、これから先森川特支の果たす役割は大きなものがあると確信しています。24時間体制で子どもの命を守り共に病気と闘いながら日々を頑張っている家族、そして何より配慮ある教育を必要とする子どもたちの幸せを一番に考えていただきたい。特別支援学校の編成整備実施計画は、子どもたちの幸せを、豊かな教育を守る改革であってほしいと心から願っています。

【No.71・施策5】

石川浄水場施設の跡地利用は、できないか。全部でなくても、分筆でもよいのでは。（海拔15mあり）。他機関の方から、保健所あとは、海の近くで低い。他のところと交換できないかとも、意見があった。

【No.72・施策5】

大規模校解消だけなら、泡瀬特別支援学校高等部のみで、小～中型複数台数のバス運行で、現在の全地域でも長時間のらなくていい。広域校区解消も含めると、全学部対応の分校でも仕方がないと思われる。（本校も、桜野特もその過程をへてきている。）肢体不自由児生対応の高等特別支援学校版になると、全県区、公立中学校からの入学が多くなり、本校生徒の入学は、重たい子は入学できなくなり、泡瀬特別支援学校の過密解消にはつながらない。給食への対応、その他、ソフト面への配慮は、今後よいと考える。

【No.73・施策6】

通学生でバスを利用している子供達の住んでいる地域で遠い場所もあるので、バスが1台だと朝の早い時間から乗る子供もいて、長い時間バスに乗っている子供は、体力的にももたないと思う（学校に着くまでねてしまう。）。バスに乗っている時間を短くできるように台数をふやして、一日の学校生活のふたんをへらしたい。

【No.74・施策6】

小中高で下校時刻が変わるため、13:30下校 15:30下校と2回に分かれていて、バスの運行に無駄がある。下校時刻を統一すれ

実に引き継いでいくため、鏡が丘特別支援学校に病弱教育部門を置いて人的配置体制を構築し、必要な施設設備を整備します。また、病院内訪問学級のあり方は、ご意見を参考に今後の病弱教育の推進において検討していきます。

学校建設の場所は、編成整備計画の決定を受け、正式に協議、検討しながら判断していきます。

平成24年度からの設置準備において、分校の設置学部、通学区域、給食等の詳細を検討していきます。

スクールバスの運営方法を見直すにあたっては、様々な社会資源の活用を視野に入れ、教育の観点や学校運営に配慮しながら、検討を進めていきます。

関係団体意見と検討結果

ば授業時間の確保、バスの経費削減に繋がるのでは？（他県では下校時刻が統一されている所がある）

〃

【No.75・施策6】

「平成28年度までに、スクールバスの朝の運行時間を1時間20分以内にする」とあるが、島尻特別支援学校では、当初90分（1時間30分）で運行計画していたが、運行距離や那覇市周辺の朝のラッシュ状況から始業時間が遅れるため、平成23年度から7時05発の8時45分着とした。100分（1時間40分）。80分（1時間20分）以内の運行は厳しいと考えられる。提案として、委託未実施校に廃棄等と合わせて県所有バスを順次集約し、委託実施校のバス車両の委託を前倒して実施できないか？車両を小型化して台数を増やすことで、運行時間の短縮（80分以内運行）が可能と考える。生徒の乗車時間が減り、生徒、保護者にとってもメリットが出ると思う。

〃

【No.76・施策6】

元バス運転手さんが介護員に再雇用され、ベテランなので今のところ大丈夫だが、民間運転手ではケアの面が心配。

〃

【No.77・施策6】

スクールバスについて、朝の運行時間は最高でも1時間以内とするが望ましい。長時間は障害がある生徒にとってかなりの負担になる。道路規制の問題があるのであれば、一般の方々のバス通学については、朝のラッシュ時の規制緩和があるので、スクールバスについても交通規制の緩和が望ましいのではないかと。

スクールバスの朝の運行時間について、現行では3分2が1時間30分以上となっています。「編成整備の基本方向」ではこうした負担を課題と捉え、全てのスクールバスの朝の運行時間を1時間20分以内にするという目標を設定しました。なお、特別支援学校のスクールバスは、バスレーン車線を通行できます。

【No.78・施策6】

気軽にバス使用できなくなり、校外学習などでバスを使うときは早めに起案しないといけなくなった。

スクールバスの活用は予算措置を伴うため、効率的・効果的に運営する必要があります。

【No.79・施策7】

施設の増改築に向けては、学校、保護者の意見を事前集約し、最大限反映させることを切望します。（校舎配置、保健室、医ケア室、保護者待機室、空調設備、作業工程等）

整備内容は、計画を策定する段階において、学校や保護者と意見交換しながら検討していきます。

【No.80・施策7】

関係団体意見と検討結果

沖縄高等特別支援学校の施設設備の充実。沖縄高等特別支援学校は児童養護施設に入所している生徒が約1割在籍しており、卒業後の保護者との同居が困難な事例が少なくありません。それ以外にも、卒業後は親と世帯を別にして通勤することが望ましく、グループホーム入居を検討している生徒がいます。卒業後の自立の訓練の場（自立の部屋）として、上記施設を寄宿舎内に設置していただきたい。また、職業科で製作した木工製品、農作物等を販売する販売所を、校門付近に設置し、生徒が接客することにより、地域の住民との交流の機会拡充および生徒のコミュニケーション能力の向上を図りたいと思います。

【No.81・施策7】

H25年度設置の那覇特支の軽度知的障害高等部（施策2）はH28まで整備計画を待たされるのか。

【No.82・施策7】

「必要性の判断」において、校舎だけでなく、もし寄宿舎の入舎希望者が定員に満たない場合、必要ないと判断され閉鎖などになるのか。

【No.83・その他】

教職員の手話学習現場の場がない。

【No.84・その他】

盲ろう者に対する教育の場を出して欲しい。

【No.85・その他】

現在でも、那覇・浦添地区は人口が多い分、就学児の人数も多いが、世帯の実態も含め遠い地域の児童生徒の通学に関し様々な問

「編成整備の基本方向」における現状と課題、計画における目標のいずれにも設定されていないため、本編成整備計画では取り扱いません。

軽度知的障害高等部の設置とは別です。那覇特別支援学校の平成28年度の整備計画は、旧校舎棟（昭和61年建設）に関してです。

「必要性の判断」とは、施設の老朽化の進展具合等を調査して、「整備の必要性」を判断するという意味です。

特別支援学校では、手話に特化した研修を希望する職員に対して、福祉保健部が外部団体に委託して実施する手話通訳者養成講座等の研修を紹介しています。また、沖縄ろう学校における校内研修では、手話研修を実施しています。

視覚、聴覚の障害を重複している児童生徒についての教育は、主たる障害の確認を行い重複する障害の程度に応じて、盲学校、ろう学校及びその他の特別支援学校の教育の場を提供しております。

那覇特別支援学校の通学生受け入れは、

関係団体意見と検討結果

題が生じています（移動手段、交通費、健康状態のチェック等）。むしろ、今ある校舎を有効利用し那覇特支を整備し、那覇地区児童生徒と浦添・西原地区児童生徒と分けてはどうでしょうか

【No.86・その他】

2ページの目標予定表について、高等特別支援学校に対する記載がないので記載してほしい。変更がない場合でも、変更なしと記載することにより、現在高等特別支援学校を利用している、生徒・保護者に安心感を与え、県民へ周知することができる。

【No.87・その他】

2ページの目標予定表について、特別支援学級設置について整備計画がない。学校間格差、地域格差を是正するためにも全ての小中学校に設置が必要です。

【No.88・その他】

教育施策推進委員のメンバーはどのように決めているのでしょうか。

【No.89・その他】

幼年部の見直しがされていないので、幼年部についてもお願いします。

【No.90・その他】

《対応する目標》の所で、西崎特別支援学校の在学者数が200人を越えないようにする。とあるが、現状を考えると、180人を超えると教室が足りない。200名とする根拠が判らない。

【No.91・その他】

「島尻特別支援学校の在学者数が平成24年度から200人を越えないようにする」とあるが、平成24年2月13日時点で平成24年度在学者予定数はすでに216人となっている。また、島尻特別支援学校は、知肢併設校となり施設設備は250人収容可能ということと受け入れを検討しているところである。今後の県の施策と合わせながら、検討課題であるとする。

給食施設の整備やスクールバス配備等の課題により、困難性が高いと判断しています。

編成整備計画は、計画により整備する事項を記述します。

本編成整備計画は、沖縄県教育委員会が行う県立特別支援学校に関する業務を対象とします。

教育施策推進委員会は教育長決定により教育庁内に置かれる組織です。教育管理統括監を委員長として、各課長等から構成されます。

特別支援学校幼稚部は、県と市町村の役割分担のもと、地域の幼稚園での支援が困難な幼児を対象としているため、各地域ごとに配置しています。

学校の普通教室数、重複学級等の割合等を勘案しています。

島尻特別支援学校の収容定員を、施設整備前の規模で算出していました。目標における島尻特別支援学校の計画期間内の在学者数を、「245人を越えないようにする」に

関係団体意見と検討結果

【No.92・その他】

島尻特別支援学校は知肢併設校となり、肢体不自由の生徒の在学者が微増傾向にある。肢体不自由の生徒数が全生徒数の半数を上回れば肢体不自由定数で教員配置が可能と認識しているが、実際、肢体と知的の重複生徒を混合した学級編制は現実的に無理がある事をご認識いただきたい。平成24年度は肢体不自由加配として小2人、中1人、高1人配置予定だが、中長期的に知肢単独の定数配置を配慮していただきたい。生徒数の内訳を記載している。【参考】①平成23年度 生徒数（184人）…H23, 5, 1現在 知的障害（168人）肢体不自由（16人）肢体不自由の内訳 幼(1人)小（10人）中（3人）高(2人) ②平成24年度 生徒数（216人）…H24, 2, 9現在 知的障害（197人）肢体不自由（19人）肢体不自由の内訳 幼(2人)小（11人）中（4人）高(2人)

【No.93・その他】

P2の県立特別支援学校編成整備計画目標予定表中、泡瀬特別支援学校の目標175人→170人に修正。

【No.94・その他】

概ね「県立特別支援学校編成整備実施計画（案）」でいいと思います。特別支援学校の生徒が将来自立できるような環境を作ってください。

修正します。

教職員の配置は標準法に基づくほか、各学校の実情を考慮しています。

目標における泡瀬特別支援学校の在学者数175人は、施設規模、現状等から設定しています。

ご意見を参考に、今後の特別支援教育の推進に取り組んでいきます。